

保生保第138号

令和3年8月31日

京都市国民健康保険運営協議会
会長 瀧本 章様

京都市長 門川 大作



出産育児一時金の支給額の改定について（諮問）

京都市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

出産育児一時金について、令和4年1月1日から産科医療補償制度の対象となる出産に対する支給額420,000円を維持し、対象とならない出産に対して、支給額を404,000円から408,000円に改定すること。

（諮問理由）

現行の出産育児一時金については、産科医療補償制度の対象とならない場合は40.4万円、対象となる場合は40.4万円に掛金である1.6万円を加算した42万円を支給しているところです。しかしながら、この度、産科医療補償制度を運営する公益財団法人日本医療機能評価機構において、これまでの利用実績等を鑑み、掛金を1.2万円に引き下げることが決定されました。本来であれば、この見直しに伴い、産科医療補償制度の対象となる場合の出産育児一時金が、40.4万円に掛金である1.2万円を加算した41.6万円となるところですが、少子化対策としての重要性や近年の出産費用等の状況を踏まえ、総額を42万円に維持する方針が決定されました。このため、本市においても、産科医療補償制度の対象となる場合の出産育児一時金については、42万円を維持し、産科医療補償制度の対象とならない場合の一時金について40.4万円から40.8万円に増額改定を行うものです。

以上の理由により、上記のとおり諮問いたします。

<現行>

<掛金の見直し>

<改正案>

42万円

(41.6万円)

42万円

産科医療
報酬制度

1.6万円

1.2万円

1.2万円
(0.4万円)

対象となる
出産

対象となら
ない出産

40.4万円

(40.4万円)

40.8万円



少子化対策と
しての重要性
に鑑み、一時
全額を維持
するため一時
金の引上げ

同制度の余
剰金を財源
として掛金
を減額